

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和7年12月19日

大分市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				松岡地区	無	令和6年～令和10年	松岡活動組織
○				市尾地区	無	令和6年～令和10年	市尾上環境保全会
○				丹川地区	無	令和6年～令和10年	下久所保全組合
○				一木地区	無	令和6年～令和10年	一木の里環境保全会活動組織
○				佐野地区	無	令和6年～令和10年	佐野上環境保全組合活動組織
○				丹生地区	無	令和6年～令和10年	丹生区保全会
○				久土地区	無	令和6年～令和10年	久土農地環境推進会活動組織
○				中尾地区	無	令和5年～令和9年	はつせ環境保全協議会
○				東院地区	無	令和6年～令和10年	はつせ環境保全協議会 東院地区
○				吉野地域	無	令和3年～令和7年	吉野の郷広域協定
○				大分市内全域	無	令和7年～令和11年	大分市多面的機能保全広域協定